

第4期沖縄県手話推進計画の策定に向けて（概要）

根拠規定

沖縄県手話言語条例

（手話推進計画）

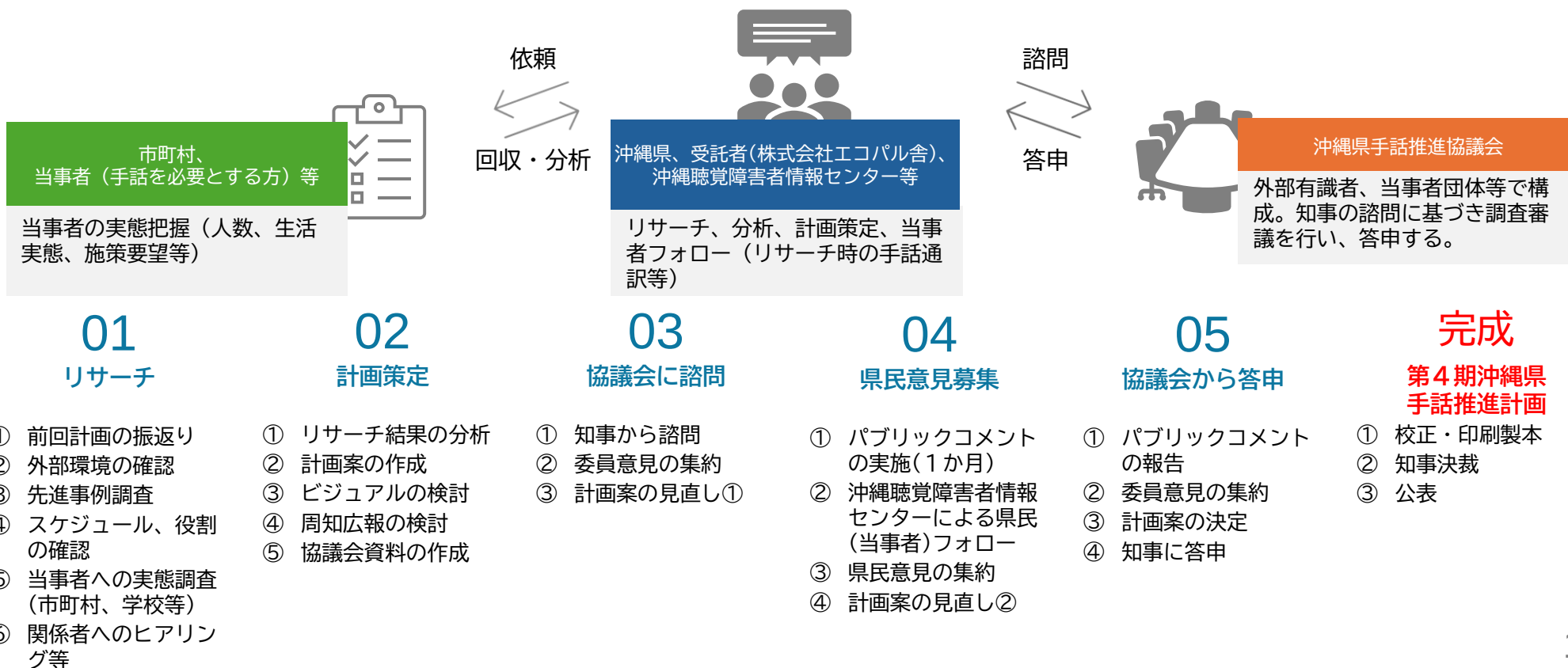
第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**計画を策定し、これを実施**しなければならない。

（協議会の設置）

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、**知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会**（以下「協議会」という。）を置く。

経過

- 第1期（H30～R2年度）から3年毎に策定し、現在、第3期（R6～8年度）の期間中
- R8年度は、第4期（R9～11年度）の計画の策定作業に取り組む。
- 策定に当たっては、以下により、関係機関等との連携を想定（第3期計画策定時と基本的に同じ工程）



令和8年度 第1回沖縄県手話施策推進協議会 (R8.9.16)

第4期沖縄県手話推進計画の策定に向けた業務工程



		令和7年度				令和8年度			
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
沖縄県 手話施策 推進協議会	協議会								
	委員委嘱	公募準備	公募開始 (30日間) 推薦依頼 (関係団体)	審査 (選定委員会)	就任依頼	発令			
第4期沖縄県 手話推進計画 策定業務 (県、受託者事 業者、沖縄聴 覚障害者情報 センター 等)	策定作業						入札準備	入札・契約	
	調査(当事者 等へのアン ケート)								計画策定着手
	パブリック コメント								

		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沖縄県 手話施策 推進協議会	協議会等	開催通知送付	第1回協議会 (委嘱状交付、会長選出、工程説明等)		第2回協議会 (諮問、第1稿協議)		第3回協議会 (第2稿協議)	委員に最終稿送付、 会長決定、答申	
	策定作業			第1稿送付		第2稿送付		最終稿送付	
第4期沖縄県 手話推進計画 策定業務 (県、受託事業 者、沖縄聴覚 障害者情報セ ンター 等)	策定作業			第1稿 (調査結果を反映)		第2稿 (パブコメ等を反映)		最終稿作成	知事決裁 公表
	調査(当事者 等へのアン ケート)	実数調査 調査方法等検討	アンケート調査						印刷製本
	パブリック コメント				県民意見募集 (30日間)				